

愛知環状鉄道設備改修費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市は、地域鉄道事業者が鉄道の安全安定輸送・利便性向上に資する修繕・施設整備に要する経費の一部について、国並びに愛知県、瀬戸市、春日井市及び豊田市と協調し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、愛知環状鉄道株式会社とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業者となることができない。

- 一 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- 二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- 四 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象事業者が行う安全性・利便性の向上に資する次の各号に掲げる設備の整備等であって、市長が認める事業とする。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備

- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備
- 八 車両設備
- 九 その他設備

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び調査費とし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。ただし、補助対象事業者の2019年度営業収益の額から補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度営業収益の額を差し引いた額を補助対象経費の限度額とする。

(補助金の額)

第5条 岡崎市が交付する補助金の額は、前条に基づく補助対象経費の6分の1に20.3%を乗じて得た額以内の市長が認めた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助対象事業者に通知するものとする

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象事業者は、第6条による申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受領した日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りではない。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の変更申請があったときは、これを審査のうえ、変更すべきものと認めるときは、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書（様式第4号）を補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了できないと見込まれる場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに状況報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項のほかにも市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに終了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象事業者は、前条の規定による通知を受けた補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第9号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、

かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を保存しておかなければならない。
2 前項の帳簿等は、補助対象事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち不動産及びその従物並びに機械、重要な器具その他の重要な財産で取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを、市長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助対象事業者が市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(帳簿等の保存)

第19条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項に規定する帳簿等の保存期間は、財産処分制限期間を経過する日までの間とする。

(検査等)

第20条 市長は、補助対象事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、検査をすることができる。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。